「原谷中央公園　背のばしベンチ修繕」仕様書

（担当：谷、井上　TEL075-492-3111）

1　件名

原谷中央公園　背のばしベンチ修繕

2　目的及び概要

原谷中央公園に設置している背のばしベンチについて、老朽化に伴う損傷により利用できない状態となっている。

本件は、老朽化している部材の更新により施設を修繕し、公園利用者の安全性及び利便性を回復するものである。

3　期間

契約締結の日から令和7年9月 30 日まで

4　履行場所

京都市北区大北山原谷乾町（原谷中央公園）

5　修繕内容等（詳細については、位置図、写真及び構造図参照）

- 背伸ばしベンチ背もたれ部材更新　N=1基（支柱既設利用）
- 背もたれ部材取付部品（六角ボルト、ナット等）及びつば押しも合わせて更新すること。

【位置図】

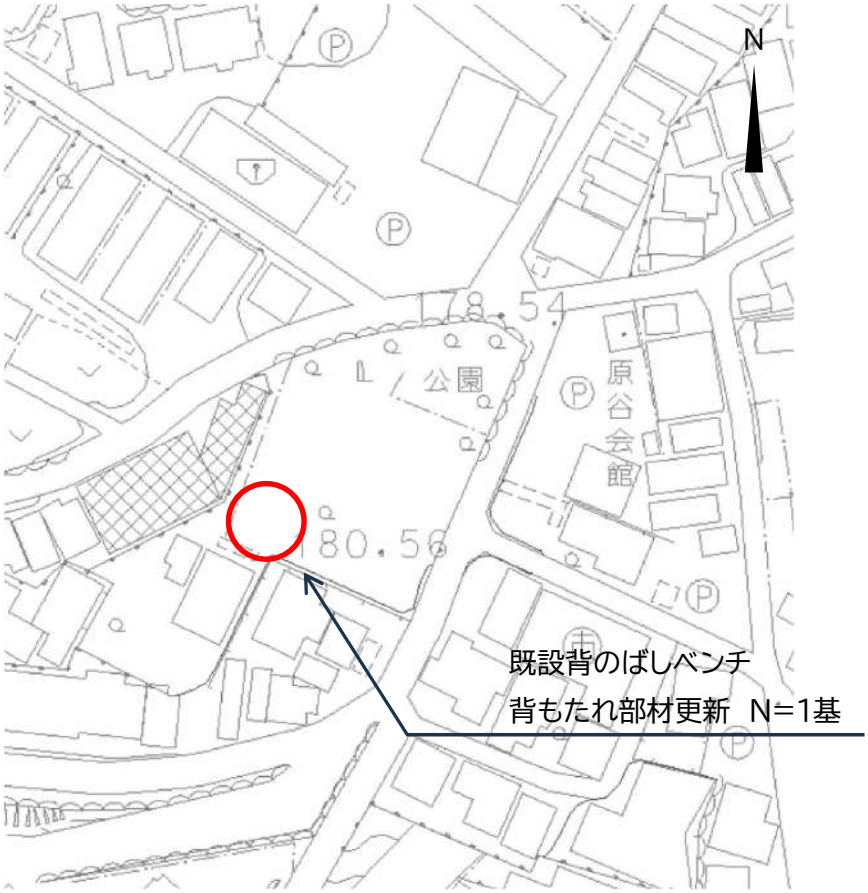

【現況写真】

6 支払条件

業務完了後、履行場所において業務が適切に履行されていることを確認のうえ、本件に係る経費を支払う。

7 本業務における留意事項等

（1） 修繕に要する材料費、労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。

（2） 業務に伴い発生した廃棄物は、適切に処理するものとし、運搬費及び処分費は、本業務に含む。

（3） 作業完了後は、完了届、写真帳を提出すること。
なお、写真帳は、着手前・完成写真、作業工程ごとの作業状況写真、不可視部分の出来形が確認できる写真を提出すること。

（4） 近隣住民、公園利用者との間で問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。

（5） 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。

（6） 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。

（7） 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。

（8） 現場確認に関する出張料等の一切の費用は応募者の負担とする。